

第9回定期総会議事録

1、日時	令和元年10月4日(金)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員9名(國分、前田、橋本、黒土、奥、武本、島津、上永、尾家)
4、欠席委員	9番田上委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、後藤、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	5番植山委員、15番村上委員
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願ひ致します。
中原会長	おはようございます。では、令和元年第9回定期総会をただいまより開催致します。では議事録署名は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
中原会長	それでは、議事録署名委員を5番植山委員、15番村上委員にお願い致します。よろしくお願ひします。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番2番について事務局から説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	1番、2番について國分推進委員に調査報告をお願いします。
國分推進委員	1番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は保全管理するということで、問題ありません。

	<p>続きまして2番について報告します。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は保全管理するというので、問題ありません。審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま1番、2番について國分推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め1番、2番について当委員会は承認と致します。それでは3番、4番及び5番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(井上)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議長</p>	<p>それでは3番、4番及び5番について坪根委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>3番(坪根)</p>	<p>3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのこととございます。</p> <p>続きまして、4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのこととございます。</p> <p>続きまして、5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのこととございます。</p> <p>審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま3番、4番及び5番について坪根委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め3番、4番及び5番について当委員会は承認と致します。それでは事務局6番について説明をお願いします。</p>
<p>事務局(井上)</p>	<p>議案朗読</p>

議 長	6番について上永推進委員に調査報告をお願いします。
上永推進委員	6番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請を行います。審議をお願いします。
議 長	ただいま6番について上永推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め6番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号	農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について
議 長	議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事務局よりお願いします。
事務局(井上)	議案説明
議 長	議第2号について事務局の報告のとおりですが、質疑はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、適当とし、承認と致します。
議案審議 議第3号	空き家バンク付随農地について
議 長	議第3号空き家バンク付随農地について、1番及び2番を事務局お願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	1番及び2番について事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め 当委員会は承認と致します。

<p>議案審議 議第4号 議 長</p>	<p>農用地利用集積計画（案）の利用権設定について 議第4号農用地利用集積計画（案）の利用権設定についてです。なお、審議に入る前に長尾委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。</p> <p>（14番長尾委員退席）</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議第4号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興課 （森下）</p>	<p>（農政振興課 担当 説明）</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。長尾委員は入室をお願いします。</p> <p>（14番長尾委員着席）</p>
<p>議案審議 議第5号 議 長</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井上）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長 3番（坪根）</p>	<p>1番について坪根委員に調査報告をお願いします。</p> <p>（1番の申請地の場所について説明） 申請地を通行しないと譲受人が自宅の裏の農地を使用することが出来ないのので売買する案件となります。許可相当だと考えますので、審議をお願いします。</p>

議	長	ただいま1番について坪根委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。2番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		(1番橋本委員退席)
議	長	それでは事務局2番について説明をお願い致します。
事務局(井上)		議案朗読
議	長	2番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番(田畑)		(2番の申請地の場所について説明) 双方に確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。
議	長	ただいま2番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。
		(1番橋本委員着席)
議	長	それでは事務局3番について説明をお願いします。
事務局(井上)		議案朗読
議	長	それでは3番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番(田畑)		(3番の申請地の場所について説明)

		<p>3番は生前贈与の案件となります。譲受人が農地取得要件を満たしており、問題ないと思います。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま3番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。それでは事務局4番について説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>4番について島津推進委員に調査報告をお願いします。</p>
島津推進委員		<p>(4番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま4番について島津推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。それでは事務局5番及び6番について説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは5番と6番について石川委員に調査報告をお願いします。</p>
8番 (石川)		<p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(6番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を</p>

		満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議	長	ただいま5番と6番について石川委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め5番と6番を当委員会は許可と致します。
議案審議		
議第6号		農地転用事業計画変更申請に関する件について
議	長	議第6号農地転用事業計画変更申請に関する件について1番を事務局説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議	長	1番について國分推進委員に調査報告をお願いします。
國分推進委員		(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地です。8月に農地法第5条許可を受けた案件になりますが、事業規模変更に伴い事業計画変更申請をしたものになります。汚水は公共下水道へ接続し、雨水排水は側溝にて集水し、水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議	長	ただいま1番について國分推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め1番について当委員会は承認と致します。
議案審議		
議第7号		農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議	長	議題7号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局1番の説明をお願いします。

事務局（中春）	議案朗読
議 長	1 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番（田畑）	（1 番の申請地の場所について説明） 転用目的は駐車場用地です。雨水排水は東側水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま 1 番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め 1 番について当委員会は許可と致します。それでは事務局 2 番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	2 番について石川委員に調査報告をお願いします。
8 番（石川）	（2 番の申請地の場所について説明） 転用目的は倉庫及び育苗施設です。雨水排水は地下浸透及びオーバーフロー分については、南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま 2 番について石川委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め 2 番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第 8 号 議 長	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議題 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

<p>議 長</p>	<p>(1 番橋本委員退席)</p> <p>事務局 1 番の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (中春)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>國分推進委員</p>	<p>1 番について國分推進委員に調査報告をお願いします。</p> <p>(1 番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅用地 (2 棟) です。生活排水は下水道に接続し、雨水排水は北側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>ただいま 1 番について國分推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め 1 番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室してください。</p>
<p>議 長</p>	<p>(1 番橋本委員着席)</p> <p>それでは事務局 2 番について説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (中春)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>國分推進委員</p>	<p>2 番について國分推進委員に調査報告をお願いします。</p> <p>(2 番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は宅地分譲用地 (6 区画) です。生活排水は下水道に接続し、雨水排水は北側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま 2 番について國分推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。それでは事務局3番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	3番について坪根委員に調査報告をお願いします。
坪根(3番)	(3番の申請地の場所について説明) 転用目的は駐車場敷地拡張用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、隣接敷地内の排水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま3番について坪根委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。それでは事務局4番、5番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	4番、5番について高倉委員に調査報告をお願いします。
高倉(2番)	(4番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地(4区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。 (5番の申請地の場所について説明) 転用目的は進入路用地です。雨水排水は南側水路に放流します。こちらも境界がはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま4番、5番について高倉委員より報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め4番、5番について当委員会は許可と致します。それでは事務局6番、7番について説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	6番、7番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番 (義経)	(6番の申請地の場所について説明) 転用目的は建売分譲用地(6区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。 (7番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は敷地内にU字溝を設置し、西側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま6番、7番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め6番、7番について当委員会は許可と致します。それでは事務局8番から11番について説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	8番から11番について田畑委員に調査報告をお願いします。
田畑 (6番)	(8番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地(4区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水を含めて南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。 (9番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水を含めて南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。

		<p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は宅地分譲用地(2区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、敷地内U字溝を経由し、雨水排水と一緒に西側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま</p>
		<p>(11番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま</p>
議	長	<p>ただいま8番から11番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め8番から11番について当委員会は許可と致します。それでは事務局12番について説明をお願いします。</p>
事務局(中春)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>12番について島津推進委員に調査報告をお願いします。</p>
島津推進委員		<p>(12番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は建築条件付宅地分譲用地(1区画)です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水は東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま</p>
議	長	<p>ただいま12番について島津推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め12番について当委員会は許可と致します。それでは事務局13番について説明をお願いします。</p>
事務局(中春)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>13番について上永推進委員に調査報告をお願いします。</p>

上永推進委員	(13番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま13番について上永推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め13番について当委員会は許可と致します。それでは事務局14番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	14番について長尾委員に調査報告をお願いします。
長尾(14番)	(14番の申請地の場所について説明) 転用目的は駐車場用地です。雨水排水については、自然浸透とオーバーフロー分については、隣接する市道へ放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま14番について長尾委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
12番(百留)	いいですか。
議長	どうぞ。-
12番(百留)	事務局が撮った写真ですけど、せめて売買をすとなれば、草を切ってもらいたいと思います。境界がわかるようにしてから写真を写すようにして欲しいです。三光の件も同様に思います。
議長	三光の件については、境界確認が完了しておりましたので、草刈りはしていませんでしたが、何も言いませんでした。
12番(百留)	事務局が確認に行くときまでには切っておくべきだと思います。

議 長	現地調査は、それぞれの委員の方に任せてやっていますが、その時に、できるだけ委員は草刈を指導しています。
1 2 番 (百留)	事務局が受け付けていますので、受付の段階で案内して欲しいと思います。
議 長	事務局が受け付けた段階で、指導するようにしてください。
長尾 (1 4 番)	いいですか。
議 長	長尾委員、どうぞ。
長尾 (1 4 番)	現地調査の時は、きれいになっていました。
事務局 (梶原)	事務局からいいですか。
議 長	どうぞ
事務局 (梶原)	現地も荒れていたようなところがあって、相談を受けてから申請が1か月2か月ずれたりすると草が伸びるので、現地調査を委員さんがするまでに切ってくださいと指導をしています。もし草刈もしておらず、現地調査が行える状態でなければ、現地調査の段階で指導してもらおうほうが良いと思います。私たちもなるべく総会直前で現地写真を撮りに行くようにしていますが、山国まで行くとなると事務の関係で出来ないこともあり、草刈り後の写真が撮れないこともありますので、ご了承ください。そういう場合は、議案説明の際に説明してください。
議 長	それぞれ地域で指導していますが、これからも尽力して変えていきたいと思います。その他、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め1 4 番について当委員会では許可と致します。
議案審議 議第9号	非農地証明について
議 長	議第9号の非農地証明願に関する件について1 番から2 番まで事務局説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第9号	その他議案について
議長	議題9号その他について事務局説明をお願いします。
福永局長	（別紙議案のとおり）
議長	<p>はい、それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。</p> <p>議第2号、農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について当委員会は承認といたします。</p> <p>議題3号、空き家バンク付随農地について当委員会は承認といたします。</p> <p>議題4号、農地利用集積計画（案）について当委員会は承認といたします。</p> <p>議題5号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議題6号、農地転用事業計画変更申請に関する件について当委員会は承認といたします。</p> <p>議題7号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議題8号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議題9号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第9回定期総会を閉会いたします。</p>